

## 皇帝陵の考古学―三国から隋まで

### はじめに

魏の武王こと曹操は自身の埋葬を簡素に済ませるよう遺言した。曹操の子であり魏の初代皇帝である文帝曹丕はこうした薄葬の考えを発展させた。三国鼎立の形勢は西晋によつて統一をみたが、西晋の治世は長くは続かず、天下はふたたび分断した。その後、隋に至り天下が再び統一をみる間、北周においては統治者層が薄葬についてたびたび言及しており、厚葬の風が再燃していたことを示唆する。以上が史書からみえてくる魏晋南北朝の墓制の理解である。一方、当該時期の古墓の発掘事例が増加したことで、考古学的に薄葬と厚葬の実態を検証することが可能になつ

てきた。以下では特に皇帝陵を中心に、当該時期の埋葬制度について整理を試みたい。

### 一 曹操高陵

(一) 西高穴一号墓から曹操高陵へ  
二〇〇八年から〇九年にかけて、河南省安陽市西高穴村において隣接する二基の古墓が発掘され、西高穴一号墓、二号墓と命名された。二〇一六年に刊行された発掘報告書『曹操高陵』では、二十一の根拠を示しながらこの二基のうち二号墓が曹操高陵であると説いた。しかし、これら二十二項目の殆どは、漢魏の墓に普遍的な要素を述べてい

## 市元 墓

るだけか、あるいは傍証の域を出ない性質のものであった。その問題点のすべてをここで取り上げる余裕はないが、発掘報告書の活用にあつてはこれを批判的に読み解く姿勢もまた必要であることを痛感する。そこで以下ではあらためて同墓の被葬者を考えてみたい。

**副葬品からみる埋葬時期と等級** 西高穴二号墓は盗掘にあつていたものの、千件近い遺物が出土した。このうち、白玉製の鱗<sup>け</sup>は、一七四年に薨去した中山穆王劉暢墓と比較すると、材質のうえで粗悪化は認められないが、湾曲のぎこちなさや透彫りの単純化等に形骸化を認めることができ、劉暢墓よりも後出するとみなされる(図一)。四耳罐は、三国時代に通有の、胴部が丸く小さな耳がつくものであつた(図二)。陶耳杯は、実見によれば口縁部が水平にめぐるものと小口側がわずかに反り上がるものがあつた。耳杯の口縁部は、時代が下るにつれて平坦なものから小口面が反り上がる形態へと推移する。曹植墓(二三二年薨)出土の耳杯はすでに小口側の反り上がりが明瞭になっている。西高穴二号墓出土の耳杯はその前段階に位置づけ得る。こうした個々の副葬品の特徵から、同墓の年代はおおむね漢末から魏初に属すと判断される。また陶鼎が複数個体出土しているが、これは後漢以降においては王侯級の墓にみられる現象であり同墓の等級を知る手がかりとなる。この陶鼎については重要な問題を含んでいるので後述する。

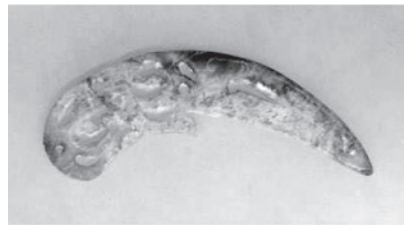


図1 鱗

上：劉暢墓出土  
下：曹操高陵出土



図2 白磁四耳罐  
(曹操高陵出土)

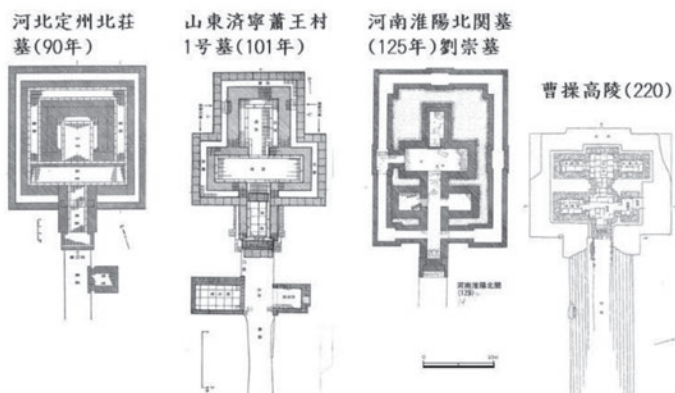


図3 後漢の諸侯王墓と曹操高陵

墓室構造からみる墓の時代と等級 西高穴二号墓は、漢末魏初の墓としては大型の一群に属す。漢末の皇族墓である劉暢墓は平面図が公開されていないが、これに先行する王墓と比較すると、前室（前堂）や回廊が省略されていく過程、そして各室が長方形プランから方形プランへと移行する流れが看取される（図三）。そうしてみたときに、西高穴二号墓は漢代王墓の系譜上における構造であると判断できる。また壁は磚積みとしつつ床面を石敷きとする点は、漢魏にあつては上流層に限る工法である。

以上のように、同墓は副葬品と墓室構造から漢末魏初の王墓に相当すると判断される。河南省安陽市一帯は、当時は魏国の範囲であり、よつて被葬者は魏王の地位にあつた者が有力候補となる。後漢の魏王は曹操と息子の曹丕の二人である。曹丕は『三国志』魏書・文帝紀によると首陽山に葬られたとある。首陽山は『後漢書』卷六・順帝紀注に「首陽山在洛陽東北也」とし、魏晋期の帝陵がみつかつている偃師市の郊外に比定される。この時点で、西高穴二号墓の被葬者の最有力候補は曹操となる。

古記録類からみる西高穴二号墓の位置 西高穴二号墓の北西部で出土したという五胡十六国時期の建武十一年（三四五）銘の魯潜墓誌には次の一文が刻まれていた。

墓在高決橋陌西行一千四百廿步、南下去陌一百七十

歩、故魏武帝陵西北角西行四十三歩、北廻至墓明堂二百五十歩。(魯潜の)墓は高決橋の西一四二〇歩、南一七〇歩にあり。故魏武帝陵の西北角から西に四十三歩、北に二五〇歩。)

西高穴二号墓は、ここに記す魏武帝陵の位置とおおむね合致する。また、『元和郡県図志』(九世紀・李吉甫著)巻十六の鄴県条には

西門豹祠、在県西十五里。魏武帝西陵、在県西三十里。(西門豹祠は鄴県の西十五里(七キロメートル)、魏武帝西陵は県の西三十里(十四キロメートル)。

とあり、この記述と西高穴二号墓の位置関係もおおむね符合する(図四)。以上の諸点から、西高穴村近郊で同程度かそれ以上の規模と副葬品の墓が今後みつからないかぎり、西高穴二号墓が曹操高陵であるとみなし得る。

**出土文字資料** 西高穴二号墓が曹操高陵であることの補強材料となるのが、同墓から出土した石牌である。石牌は形態から尖頂式と平頂式の二種に分類できる。いずれも副葬品目を刻字したものであるが、尖頂式の刻字はいずれも「魏武王」ではじまる点が目される。ここに示したのは「魏武王常用格虎大戟」と刻む一枚である(図五)。そのほ



図5 尖頂式石牌  
(西高穴二号墓出土)



図4 曹操高陵の位置概略図

かの魏武王銘石牌も「魏武王常所用」までは共通し、これに続いてさまざまな武器の名を刻んでいる。さて、この魏武王について、『三國志』魏書・武帝紀によると、曹操は二二〇年正月に亡くなり同年二月に魏武王として葬られており、石牌の表記と史書の記述とは矛盾しない。とはいえないような疑念もあるだろう。すなわちこの石牌は魏武王

である曹操が愛用の武器を臣下某に贈ったことを示すもので、よって西高穴二号墓の墓主は曹操ではないという考え方である。私は、その可能性は低いと考える。まず、尖頂式の石牌にのみ「魏武王」と刻むのは、これが当時の墓碑の形と通じるものであり、本品が生前の道具ではなく埋葬儀礼に伴うものであると判断できる。次に、仮にこの石牌が臣下某の所有を示し、その者の埋葬に伴い製作されたとするのであれば、「石牌の文言には魏武王との上下関係を示す「御」や「賜」などが使われてしかるべきである。例えば『三國志』呉書・周泰伝に引く江表伝に、「即敕以己常所用御幘青纁蓋賜之」とあるがごとくである。よって石牌の魏武王銘は、それが出土した墓の墓主を指し、その墓に用いられたものであると考える。石牌の魏武王は、西高穴二号墓の被葬者を指しているとして問題ないだろう。

## (二) 曹操高陵にのこされた課題

鼎の出土数 以上みてきたように、西高穴二号墓が曹操高

陵であることは、公開された墓室図面と出土遺物、ならびに古記録との照合や出土文字資料等から最も蓋然性が高い結論である。しかしながら、発掘報告書『曹操高陵』の個々の見解については精査が必要である。そのひとつが鼎の出土数である。

発掘報告書『曹操高陵』は、曹操高陵から出土した陶鼎の数は十二口であるとす。この十二という数字は重要な意味をもつ。なぜならば、『後漢書』礼儀志下の大喪条において、納めるべき瓦鼎の数を十二口と定めているからである。つまり瓦鼎十二口は皇帝級の埋葬に関わるものである。曹操は、埋葬時点においては漢の魏の国王すなわち魏武王であったが、息子の曹丕が禪讓によって漢王朝から皇位を引き継ぐと、曹操は武皇帝に追尊された。これを踏まえてのことだろうか、『曹操高陵』は西高穴二号墓が曹操高陵であることの根拠のひとつとして、出土した陶鼎の数が十二口であることを掲げているのである。しかし、私はこの鼎の数についてはより慎重な立場である。

本来、発掘調査によって得られた破片資料から個体数を算出する場合、容器であれば口縁部の破片が全体の二分の一以上残っている破片によって最少個体数を認定する。陶鼎の場合は、口縁部以外にも把手や脚部の数によって最少個体数を算出することが可能である。筆者は、二〇一八年一二月に河南省考古研究院において限られた時間の中で

あったが陶鼎を実見する機会を得た。そこで気づいたことは、石膏復元の範囲があまりにも大きいことに加え、ほぼ石膏で作られた胴部に、実物の把手や脚を接合している例などが存在することであった。こうした場合、その一個体に組み込まれた把手と脚とが本来の同一性を保持しているかは判断がつかない。管見のかぎり、把手は十七個、脚は二十七個であった。これにより算出される鼎の最少個体数は九口である。もちろん接合不能の資料が収蔵庫内に保管されているかもしれないが、あるいは盗掘によって荒らされた墓室の中で、検出には至らなかつた破片が存在した可能性もある。発掘調査ですべての破片が遺存し、かつ整理作業においてすべての破片が接合できる事例はむしろ稀少であつて、報告書が示す通り、陶鼎の総数が十二口である可能性も完全には否定できない。しかしながら、考古学的な手順を踏む限り、発掘報告書は最少個体数九口、あるいは九口以上として報告すべきであつた。それでも十二口とするのであれば、十二口であることの根拠となる検出状況の図や、そうでなくとも十二口すべての写真を掲載し追検証のためのデータを開示すべきであつた。しかし報告書では検出状況が示されず、実測図は復元後の作図になる十二口を掲載するものの、写真は六口のみであつた。陶鼎の副葬数ないしは出土数と、復元数とは必ずしも一致しない可能性があり、現時点においては十二口という数は史書の記載

に基づき想定復元に過ぎず、西高穴二号墓が曹操高陵であることの一根拠にはなり得ない。とはいえ、当該時期においては鼎の多数副葬それ自体が稀有なことである。陶鼎が九口以上出土したということで、墓主等級の一定の高さを示すものであることは事実として認められる。

### (三) 曹操の遺言と曹操高陵

曹操高陵の存在が明らかになつたことで、ここに曹操の遺言が実行にうつされたのか否かの検証が可能となつた。曹操は、自身の葬儀を簡素にするよう二度にわたり命じているのである。墓の造営について命じた建安二三年(二一八)六月の布令には

古之葬者、必居瘠薄之地。其規西門豹祠西原上為壽陵、因高爲基、不封不樹。周禮家人掌公墓之地、凡諸侯居左右以前、卿大夫居後、漢制亦謂之陪陵。其公卿大臣列將有功者、宜陪壽陵、其廣爲兆域、使足相容。(古代にあつては、葬地は必ず瘦せた土地を選んだ。そこで西門豹祠の西の原をその場所として寿陵をいとなみ、土地の高まりをもって基台とし、不封不樹とする。『周礼』には、家人が墓地を掌り、おおよそ諸侯の墓は前方左右、卿・大夫の墓は後方に置いたとある。漢の制度ではこれを陪陵という。公卿大臣ならびに将軍

古之葬者、必居瘠薄之地。其規西門豹祠西原上為壽陵、因高爲基、不封不樹。周禮家人掌公墓之地、凡諸侯居左右以前、卿大夫居後、漢制亦謂之陪陵。其公卿大臣列將有功者、宜陪壽陵、其廣爲兆域、使足相容。(古代にあつては、葬地は必ず瘦せた土地を選んだ。そこで西門豹祠の西の原をその場所として寿陵をいとなみ、土地の高まりをもつて基台とし、不封不樹とする。『周礼』には、家人が墓地を掌り、おおよそ諸侯の墓は前方左右、卿・大夫の墓は後方に置いたとある。漢の制度ではこれを陪陵という。公卿大臣ならびに将軍

のうち功ある者は寿陵に陪葬するべきである。よつてそれに足る広さを兆域（墓域）とせよ。）

とあり、「瘠薄之地」つまり農業生産や水利事業あるいは居住の域と干渉しない土地に寿陵を営むよう指示しているのである。筆者は曹操高陵一帯の漢末における生産性については検証材料を持ち得ていないが、このたび確認された曹操高陵の位置はたしかに西門豹祠の西方であることをふまえると、陵の選地は曹操の意向通りであつたとみられる。そして曹操はこの発令より約一年半後の建安二五年（二二〇）春正月二三日に洛陽で生涯を閉じたが、その遺令では

天下尚未安定，未得遵古也。葬畢，皆除服。其將兵屯成者，皆不得離屯部。有司各率乃職。斂以時服，無藏金玉珍寶。（天下はいまだ安定しておらず、いまだいにしえにしたがうことができない。葬儀がおわれればみな服喪をとくように。將兵の駐屯するものはみな持ち場を離れぬように。官吏はおのおの職務を遂行せよ。埋葬に際しては時服とし、また、金玉珍寶を副葬することのないように。）

と命じた。遺令の前段部分は考古学的な検証には適さない

が、後段部分はその余地がある。まず、時服を着せよというのは、特別な死装束をあつらえる必要はないということである。金玉珍寶をおさめるなどというのは、後漢時代の諸侯王墓にみられるような金粒細工を施した豪華な金製品などを副葬するなどということである。これまで発掘された後漢の王侯墓が示すように、王であれば玉衣をまとい、金玉珍寶を副葬することが通例であつた。曹操はこうした制度を否定したわけである。

遺令と出土資料 曹操高陵の発掘調査の結果、玉衣についてはその断片すら検出されなかつた。これは後漢の王級墓としてはきわめて異例なことである。漢墓の発掘においては、たとえ激しい盗掘にあつていたとしても玉衣が用いられていた場合は断片だけでも検出されるのが通例だからである。その痕跡がまったくないということは、曹操は埋葬に際して玉衣を着なかつたとみなするのが妥当である。

金玉珍寶の類はどうであろうか。それらは容易に盗掘の対象となるため、盗掘をうけた曹操高陵にあつては副葬當時の全体像を明らかにする手立てはないが、辛うじて瑪瑙円盤や白玉製の觶、玉璧片などは金玉珍寶の類といえなくもない。しかし前二者は後漢の諸侯王墓の副葬品に比べればはるかに控えめであり、玉璧も復元径一・六・五センチメートルと小ぶりである。

画像石 曹操高陵からは多くの画像石が破片となつて出土



した(図六)。元来、画像石は墓壁を構成するものであるが、曹操高陵の墓壁はすべて磚積みで、画像石の入り込む余地は認められなかった(図七)。また、画像石の一部は裝飾面に荒加工を重ねて画面を消し、床材として使われていた。ここで想起されるのは、後漢時代の後半以降、河南省や山東省などで石材として画像石を再利用する事例が散見されることである。曹操高陵においても、碎石場から新たに切り出した新材を用いたのではなく、手近な土地の画像石を転用したと判断される。曹操高陵が築かれた河南省安陽市一帯は、画像石墓が希薄な地域であった。曹操高陵に用いられた画像石は、画像をみるかぎり山東方面からもたらされたようである(図八)。

#### (四) 厚葬から薄葬へ

曹操高陵の墓室規模は、同時期の墓と比較したとき必ずしも小さいというわけではない。規模だけでいえば薄葬がおこなわれたと言いつても切れないのである。その一方で、玉衣の不使用や奢侈品副葬の制限、石材の再利用などが認められ、これらは薄葬の一環ともみなし得る。特に注目すべきは玉衣の不使用である。これは漢の秩序から逸脱した行爲である。曹操はみずからの地位を利用し、みずからの葬儀を契機として政策の転換を図ったともいえよう。かくして曹操高陵は墓づくりの手間暇を極力おさえたものとなった

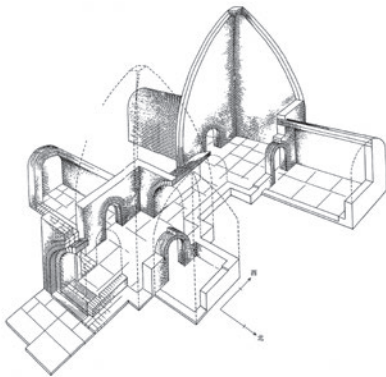


図7 曹操高陵 透視図

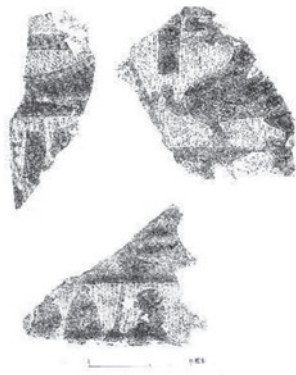


図6 画像石  
(曹操高陵出土)





図8 山東東阿県鄒廟画像石墓

のである。そうした状況からは薄葬がもつ現実的な狙い、たとえば緊縮財政政策としての側面も想定する必要があるだろう。

曹操が示した薄葬の基本的な考え方自体は、曹操の創意というわけではない。曹操と同様の言説は、『漢書』劉向伝や『後漢書』梁商伝・王符伝・范冉伝などにもみることができるところである。つまり薄葬は当時の知識人の一思潮

でもあり、徐々に醸成されてきたものでもあった。それが後漢の末年に至り、曹操という時の権力者の立場から薄葬が指示されたことで埋葬制度に転換期がおとずれた。曹操の薄葬志向は彼の子であり魏の初代皇帝である文帝曹丕に引き継がれた。墓制という一側面ながら、曹操高陵をめぐる考古学的知見からは、曹操及び続く魏の執行部において、現実社会に即応した旧態の刷新と新秩序の構築がなされたことを垣間見るのである。そしてそれは大筋において西晋王朝へと継承され、晋制と呼ばれる西晋墓制の基盤となった。

## 一 北周武帝孝陵

### (一) 概要

西晋の瓦解後、華北は五胡十六国と称される諸政権の争覇の時代を経て北魏が統治するところとなった。その北魏も六世紀半ばに東魏と西魏に分裂し、それぞれから北斉と北周が成立した。このうち、北周政権下の有力者の墓は陝西省咸陽市や西安市、そして寧夏回族自治区固原市などでみつかっている。一九九三年八月、陝西省咸陽市底張鎮陳馬村の東南約一キロメートルのところで一基の墓が盗掘の被害にあった。その後の調査によって、同墓は北周武帝の孝陵であることが明らかとなった。墓主特定最大の決め手は、出土した墓誌であった。

ひとつは武帝孝陵墓誌である。誌蓋には三行各三字で「大周高祖武帝孝陵」と陽刻することから、同墓が北周武帝の孝陵であることが確認された(図九)。同年二月一日には地元の咸陽市文化局が民間に流出していた武帝の皇后阿史那氏の墓誌を回収した。誌蓋には「周武德皇后誌銘」と陽刻され、誌石には「大隋開皇二年歲次壬寅四月甲戌朔廿三日乙(甲)未周武帝皇后阿史那氏祖諡曰武德皇后其月廿九日壬寅合葬於孝陵」と陰刻され、孝陵に皇后の阿史那氏が合葬されたことが明らかとなったのである(図一〇)。

**墓室構造** 武帝高陵は、これまで知られている多くの北周墓と同様に、長大な斜坡墓道をそなえた地下式洞室墓であった(図一一)。斜坡墓道には吹き抜けの空間である「天井」をほぼ等間隔で五カ所に開削していた。墓室に近いほうの二つの天井には、床面近くの両壁に龕を穿ち、副葬品を納めていた。墓道の先には甬道があり、木製門扉を一枚据えて、その奥に略方形の主室があり、その主軸に並行して二体分の埋葬痕跡が検出された。主室の奥には副葬品をおくためと思しい奥室を穿っていた。墓室の床面には磚を敷き詰めていた。

**副葬品** 盗掘に遇いながらも残されていた副葬品のなかには、被葬者の実像に迫れるものもあった。そのひとつが「天元皇太后璽」と陽刻した金璽である。天元は北周武帝・宇文邕の自称であり、その皇太后の金璽であることを示



図9 武帝孝陵墓誌蓋



図10 武德皇后墓誌石

す。また、銅製帯金具は小品ながらもパルメットや鬼面を配し、かつ十三枚の円孔盤をそなえたものであった(図一三)。これは宇文邕すなわち北周武帝の所有としても史書に登場する「十三環金帯」を想起させる。しかし、発掘調査により得られたそれは金製ではなく青銅製であった。青銅鑄造品は、当時の貨幣が青銅製であるように素材とし

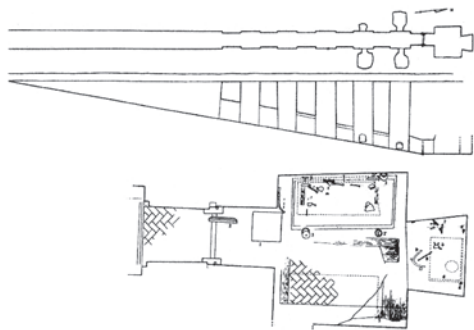


図 11 武帝孝陵図

ての希少性はなく、また技術的にも比較的単純な製作工程によるもので、皇帝陵に伴う品としてはいささか見劣りする。本来であれば史書に記す通り金帯であってしかるべきである。北周政権下においては、若干雲のように高官の墓から金と白玉による帯金具が出土している(図一三)。若干雲墓のそれは環の数こそ八つと少ないものの、材質と

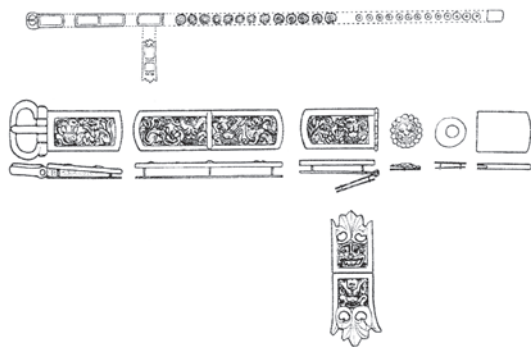


図 12 十三環銅帯 (北周武帝孝陵出土)

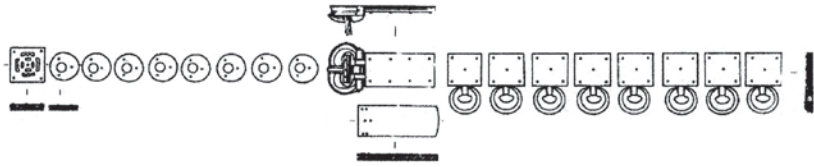


図 13 八環金玉帯 (若干雲墓出土)

としては最高等級と見做せる。あらためて北周武帝孝陵出土の帯金具をみると、十三環をそなえることで格式としては皇帝級であることを堅持しつつも、材質面においては廉価におさえたのみられ、これを薄葬現象の一つと捉えることも可能である。それというのも、北周政権下においては李賢墓からカットグラスの碗やギリシヤ神話をあらわした銀製鍍金瓶が出土したり、田弘墓において大量の金彩雲母片や圈胎漆器が出土したりと、豪華な副葬品が散見されるからである。北周武帝もそうした品を入手し、副葬することは可能な時代と地位にあつたわけである。それにもかかわらず、北周武帝孝陵は盗掘に遇つていたとはいえ奢侈の品は皆無であつた。

## (二) 遺詔・墓誌・副葬品

北周武帝孝陵の副葬品は同一時期の北周墓のそれと比較しても抜きん出た要素がないばかりか、むしろ廉価におさえようとした向きも看取でき、ここにひとつの薄葬現象が認められる。この点において、『周書』武帝紀に載せる武帝の遺詔は、

喪事資用，須使儉而合禮，墓而不墳，自古通典。隨吉即葬，葬訖公除。四方土庶，各三日哭。妃嬪以下無子者，悉放還家。（喪に係ることはすべからず儉約し礼のつとるべきである。墓に墳丘を設けないのは古来典籍に通じるものである。日をえらんで埋葬し、埋葬がおわれば平時に復せ。四方の土庶はおの三日哭し、妃嬪以下で子のいない者はみな家に帰るように。）

として、墓の構築から一連の葬儀に至るまで儉約し、かつ人員を長期的に拘束しないようにとの考えであり、武帝が薄葬を指向していたことを示す。なお、北周政権下で薄葬を掲げたのはこの第三代皇帝である武帝だけではない。『周書』帝紀第四・明帝紀においては、第二代皇帝である明帝もまた、みずからの葬儀について簡素にするよう指示した内容が記録されている。

喪事所須、務從儉約、斂以時服、勿使有金玉之飾。若以禮不可闕、皆令用瓦。小斂訖、七日哭。文武百官各權辟衰麻、且以素服從事。葬日、選擇不毛之地、因地勢爲墳、勿封勿樹。且厚葬傷生、聖人所誡、朕既服膺聖人之教、安敢違之。凡百官司、勿異朕此意。(喪をとりおこなうに際してはつとめて儉約とせよ。斂すなわち埋葬にあつては時服とし、金玉の飾りを用いてはならない。礼を闕くべきでないというならば、みな瓦すなわち素焼きの土器を用いよ。小斂がおわれば七日哭し、文武百官はおの衰麻すなわち喪服を權辟し、かつ素服を着て事にしたがえ。葬日、不毛の地を選擇し、地勢をそのまま墳丘とし、封することなく樹することなかれ。厚葬は生ある者を傷つける行為であり、聖人が戒めるところである。朕はすでに聖人の教えを服膺すなわち心に刻んでいるので、これに違うことがあるだろうか。およそ百官の司は、朕のこの意と異なることのないように。)

武帝と同様、墳丘をもたないことを明記している。また亡骸には時服を着せて、金玉の飾りを用いないこと、副葬容器には素焼きの土器を用いることなど、おおむね魏王曹操の遺令に通じる。このうち、「瓦」すなわち素焼きの土器を用いることについては、北周政權下においては五七〇年

代の半ば頃までの高位高官墓の副葬容器はおおむね素焼きの土器であることが注目される。

武帝孝陵に対しておこなわれた発掘調査とボーリング探査の結果、墳丘や陵前石刻および陵寢建築などは確認されなかった。北周政權下においては、田弘墓など墳丘を有する墓も存在することから、武帝孝陵において墳丘が築かれなかったことは、遺令とも矛盾せず、武帝の葬儀は遺詔に基づき実施されたとみられる。ただ、武帝孝陵に墳丘がなかったとはいえ、陵園にはなにかの標識はあったとみなすべきである。そうでない、武帝埋葬の四年後に皇后阿史那氏を追葬することは難しいからである。

宇文儉墓 北周の明帝や武帝の薄葬は『周書』に記載されているとはいえ、『周書』それ自体は唐の太宗の頃の編纂である。この点だけでも、考古資料と史書との突合せはきわめて慎重を要することが理解されよう。そうした中であつて重要な考古資料が一九九三年に発掘された。武帝の弟、宇文儉の墓である。宇文儉は『周書』卷一三列伝第五に伝があり、生前の事跡を詳細に記録する。ただその最期は「宣政元年二月薨」と記すに留まっている。ひるがえつて宇文儉墓出土の墓誌はこの最期についてやや詳しい(図一四)。まず薨去の時期と場所に関しては「建徳七年歲次、戊戌二月五日癸卯、寢疾薨於洛陽」とある。宣政元年は西暦換算で五七八年であるが、この年は三月より始まる。二



図15 玉璧（宇文儉墓出土）



図14 宇文儉墓誌

月の段階では建徳七年であったわけであり、墓誌の記述はより正確である。墓誌は続いて、「其年三月戊辰朔十七日甲申、葬於雍州涇陽縣西郷始義里、率由古禮不封不樹」と、具体的な埋葬の日付と場所を記し、「古礼により封せず樹せず」とある。副葬品など、墓の中身のことまでは触れられていないが、「不封不樹」は薄葬をいうときの一種の定型句であり、そうした文言を使用する点において宇文儉墓にもまた薄葬傾向がうかがえる。

それでは宇文儉墓の出土品を見てみよう。陶俑は武帝孝陵や李賢墓はもとより、北周の高位高官墓と遜色のないものである。ただ玉璧を副葬する点は注目に値する（図一五）。玉璧は、後漢時代頃までは上流層の副葬品として欠かせないものであったが、漢末から三国にかけてはほぼ消失した。辛うじて曹操高陵から小ぶりの玉璧が検出されたほか、同陵や西朱村一号墓、曹植墓などでは石製の璧が用いられていた。璧は、その後の南北朝時代になると副葬品目からは除外された。それが北周の宇文儉墓において復活をみせたのであり、これは一種の復古現象とみなせる。宇文儉墓の玉璧が北周期の製作であるのか伝世品であるのかは未見のため判断できないが、いずれにしても北周政権下の墓制においては薄葬のみならず復古現象も見いだせた。この点について、北周それ自体が古代の周にならった政権なので復古現象がみられるのは当然であるとの見方も



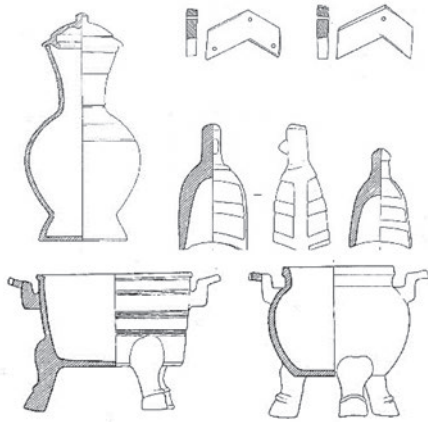


図17 陶鼎・陶壺・陶鐘・陶磬  
(文宣帝武寧陵出土)

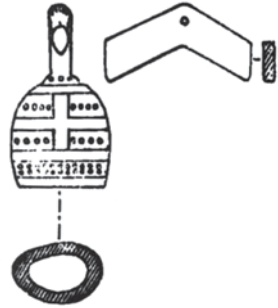


図16 陶鐘・陶磬  
(茹茹公主墓出土)

ある。もしそうであるならば、北周の高位高官墓において普遍的にこうした復古現象が認められても良いだろう。しかし実際にはこの宇文儉墓以外の北周墓ではそうした現象を見出すことは難しい。ここで注視したいのは、こうした復古現象が東魏の茹茹公主墓や北斉の文宣帝武寧陵においても認められるということである。茹茹公主墓からは、陶鐘が十二口、陶磬が九枚出土している(図一六)。文宣帝武寧陵からは陶鐘が三十三口、陶磬が二十一枚、陶製の鼎二十口と漢時代の平底高台をもつ長頸壺のような壺が二台出土している(図一七)。北周は、北斉を併呑する頃から墓制のなかに北齊的な要素が登場する。こうした北周にみる復古現象も、北斉との政治的駆け引きのなかで導入されたものかもしれない。

### (三) 北周政権下の薄葬と厚葬

漢魏以来、薄葬の基本理念は、玉衣を廃して時服にきりかえること。「金玉珍宝」や「金玉之飾」を用いないこと。「墳丘」を造営しないこと等であった。これらは、魏武王曹操から魏文帝曹丕へ、また北周明帝から武帝へとといったようにそれぞれの政権内における世代交代のなかでも継承された。それだけでなく、曹氏においては曹植の墓もやはりきわめて質素であったように、また北周において宇文儉墓がそうであったように、こうした施策は政権を主導する帝室



全体で一定程度共有されたとみえる。古墓の発掘例が比較的豊富な北周墓ではそのことがより明らかである。すなわち、先述のように李賢墓では銀製鎔金瓶やカッタガラスなどが副葬され、田弘墓では、金彩雲母が墓内を飾り、墳丘を有していた。田弘や李賢にみる豪華な副葬品や墳丘の存在からは、埋葬に関わる一切が中央政府の管理下にあったのではなく、個人や一族の裁量にゆだねられる部分もあったことが推察されよう。

このように、これまで知られている北周墓の発掘成果をみると、皇帝が薄葬をすすめた一方、高位高官の中にはこれとは反する厚葬の風がおこっていたととれる。北周が勢力を伸長するなか、緊縮体制が弛緩していく様を示すのだろうか。

#### (四) 北齊墓との比較にみる北周墓の特質

北齊墓は河北省邯鄲市や山西省太原市を中心に発掘されている。これまでの調査成果に基づく、北魏・東魏・西魏および北齊墓においては、墓室規模の大小と墓主の等級とが一定程度の相関性を有する。北周墓の様相はそれとは異なる。幅広い階層の墓がみつかっているわけではないものの、皇帝と臣下との間に墓室規模において明確な差はない。なお、ここで留意しておきたいのは、北魏や東魏・北齊においては、高位の者でも規模の小さな墓を営む者がい

たということである。これは一種の制限法のように、それぞれの等級において上限となる大きさは規定されているが、それよりも小さい墓を作るとは特に問題がなかったということであろう。このような埋葬制度にみる北齊と北周の方向性の違いは、明器と呼ばれる器物類や俑・動物模型の数量についてもいえる。北齊陵墓においては、高位の者ほど大きい墓を造営するだけでなく、また明器も多く副葬する傾向にある。一方、北周墓においては明器の量にも個別の墓ごとの差は北齊陵墓ほど顕著ではなく、むしろ均質である。北齊政権下では階層化・序列化を進めたのに対し、北周政権下ではむしろ画一化を指向したとみられるのである。

### 三 隋煬帝墓

#### (一) 概要

北周の後半期には、皇帝が推進した薄葬が上流層に滲透せず、むしろ弛緩した状況が看取された。それが顕著なのは五七〇年代後半であり、それは五七七年に北周が北齊を制圧し、華北を平定した時期と重なる。北周の命脈はその後長くは続かず、北周政権の外戚から楊氏が台頭して隋が興った。隋は南朝の陳を制して、天下は再び統一をみた。

これまでみてきた曹操高陵や北周武帝は、いわば国葬と

して時宜を得た葬儀が挙行されたが、もちろん全ての皇帝がそのようであったとは限らない。ここにその典型ともいえる隋の煬帝をとりあげたい。煬帝は配下の宇文化及の反乱によって行幸先の揚州（現江蘇省揚州市）で崩じ、急場しのぎの埋葬がおこなわれたと史書は伝えている。その後、煬帝の葬地は数度にわたり変更し、唐の貞観年間（六二七～六四九年）に最後の改葬がおこなわれた。二〇一三年、この最後の埋葬地が江蘇省揚州市で発掘された。

隋煬帝墓は江蘇省揚州市の現在の市街地の西北、邗江区西湖鎮司徒村曹庄組の建設現場でみつかった。宅地等が視界を阻み地勢を実感することは難しいものの、報告によれば当地は高台をなし、地元では「後頭山」なる俗称があるという。発掘時は東西四九メートル、南北四八メートルのほぼ方形の範囲で高さ一メートルほどの墳丘が遺存していた。

墳丘は平面方形で内部は版築とし、外部は版築工法には拠らず土盛りによって封土を形成していた。この方墳の南辺中央に墓道が開削されている。墓道は下降しながら北に伸び、墳丘の中心やや前寄りに達し一号墓室を構築している。墓室の奥壁が方墳の東西中軸線上にのる可能性もある。この一号墓室に寄り添うように、東側に二号墓室を構築している。一号墓の主室は南北三・九二メートル、東西三・八四メートルで、東西に耳室をもつ（図一八）。この主

室の平面形が正方形に近いというのは揚州地区の隋唐墓では特異である。同地では両晋南朝から隋唐に至るまで、一貫して平面形が長方形かあるいは胴張長方形の墓室が主流だからである。隋煬帝墓のような正方形規格は同地の伝統からは出現し得ないものであり、むしろ華北の北朝隋唐墓の系譜に連なるものとみられる。

墓誌 隋煬帝墓から出土した墓誌は、表面の経年劣化が激しく全文の釈読には至っていない（図一九）。ただそうしたなかでも次のような内容から同墓が隋煬帝の墓であることが確定したのである。以下、氣賀澤保規の復元案によりみていこう。

#### 随故煬帝墓誌

惟随大業十四年太歲戊寅三月丙午朔日丙辰十一日帝崩于揚州江都宮殿（溫室）……………殯

於流珠堂其年八月……………

西陵荆棘無叢……………

永畢蒼梧……………

□□貞觀九年……………三月丁

卯朔辛卯廿五日……………

改葬揚州……………

□禮也方……………

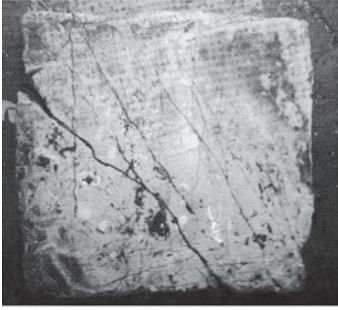


図 19 隋煬帝墓誌

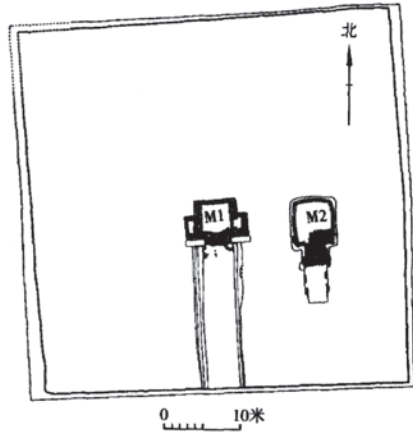


図 18 隋煬帝墓

隋ではなく随の字を用いている点について、氣賀澤は高橋繼男の研究を引いて唐太宗の治世である貞観年間の頃に隋字は一律に随字にとつてかわり、再び隋字を用いるのは唐末に至つてからだという。この墓誌が貞観年間に作られたことの一証となるものである。

また煬帝墓誌をめぐっては最後の埋葬時期を示す貞観年が元年なのか九年であるのかで意見が分かれている。これについて氣賀澤は判読可能な文字列から「貞観〇年〇〇月〇〇朔辛〇〇五(日)」であるとみて、貞観元年にはこれに対応する暦日がなく、貞観九年には存在することから、貞観九年と読むべきであるとし、説得力に富む。

隋煬帝は、六一六年に江都に行幸し揚州江都宮に滞在した。翌六一七年、李淵が太原から兵を挙げて長安を占拠し、恭帝楊侑を擁立した。さらにその翌年の六一八年、『隋書』卷四・煬帝紀義寧二年条によると、宇文化及の反乱兵らが宮闈に侵入し、煬帝は「温室」で弑された。そして蕭后と宮人は床簀を剥いで棺とし埋葬したという。『資治通鑑』では蕭后と宮人らは漆床板を剥いで小棺とし、西院流珠堂に埋葬したとする。ここにいう床とは建物の地床ではなく、座具兼寝具の「床(牀)」を指すのであろう。六一八年には、江都の西の「呉公台下」に改葬し、六三二年には雷塘に改葬され、六三五年に今回見つかった墓へと埋葬されたというわけである。



図20 十三環金玉帯 (隋煬帝墓出土)

十三環金玉帯 一八〇件ほどの副葬品のうち、特に重要なのがこの十三環金玉帯である(図二一〇)。これは先にふれたように北周の若干雲墓から出土した八環金玉帯と作行がきわめて近く、両者は同一工房の作とみなし得る。ただ帯鉤部には型式差が認められるので、製作時期は異なるものと思われる。

『隋書』礼儀志では、百官の常服と高祖の朝服はいずれも黄袍であるが、ただ高祖にあつては十三環の帯を加えることでもって差異を示すとある。『旧唐書』輿服志、

『新唐書』車服志にもほぼ同様の記載がある。『周書』李穆伝には、天子の服制である十三環金帯を楊堅に献上したことが記されている。先にみたように、北周武帝孝陵からは十三環銅帯が出土しており、十三環帯の制は少なくとも北周にはさかのぼる。『周書』卷二五・李賢伝には、高祖が竹馬の友であつ

た李賢に対して、

降璽書勞賢，賜衣一襲及被褥，并御所服十三環金帯一要，中厩馬一匹，金裝鞍勒，雜綵五百段，銀錢一萬。(璽書を降して賢を勞い、衣と被褥を賜り、ならびに御服せられるところの十三環金帯一腰、中厩馬一匹、金裝鞍勒すなわち金銅製の馬具、雜綵五百段、銀錢一萬を賜る。)

とあつて、ここに高祖すなわち北周武帝宇文邕が身に着けていた「十三環金帯」なるものが、李賢の手にわたつたことが記される。また、李賢の弟である李穆について記した『周書』卷三〇・李穆伝によると、

乃遣使謁隋文帝，并上十三環金帯，蓋天子之服也，以微申其意。(すなわち遣使して隋文帝に謁し、ならびに十三環金帯をたてまつり、「けだし天子の服である。」として、もつて微してその意を申す。)

とあり、北周の徳が衰亡したとみた李穆は、人をやつて隋文帝すなわち楊堅に十三環金帯を献上し、忠心を示した。『隋書』李穆伝もまた同様である。劉思哲はこうした十三環金帯をめぐる一連の動向について、出土資料としての

十三環金玉帯の形態的特徴と上述の史書の記載から、同品が北周武帝から李賢そして李穆へ。李穆から隋文帝そして煬帝へと渡った可能性を指摘している。なお、『周書』卷四〇・宇文孝伝によれば、高祖は宇文孝にも「十三環金玉帯」を下賜している。

**獅嚙鑲座金具** 青銅鑲金の金具で、輪鑲を獅子がくわえた意匠である（図二一）。南北朝時代の墓では墓門等に鉄製素面の鑲座金具を用いる例がある。それらとくらべると、隋煬帝墓出土例の面径二六cmは破格である。発掘報告は、これは唐大明宮から出土した金銅製鋪首と同寸であるとし、隋煬帝墓においては耳室をふさぐ木製門扉に用いられたと推測している。ここで同品の製作時期と用途を考えた。まず大明宮出土のものは獅面の外縁が円盤状をなすもので、明らかな後統型式として扱いは得る。大明宮出土例の年代の上限は造宮開始の六三四年であり、本品はそれよりも遡ると目される。あらためて本品の作行きを見ると、獅子の輪郭をそのままに留めている点、上臉の表現などに時代的な特徴があり、これは河南省安陽市の隋墓から出土した陶製の獅面と共通する。隋煬帝墓出土の獅嚙鑲座金具は、隋時代の作であり、六世紀末から七世紀初頭頃をあてることができよう。次に用途について考えてみたい。安陽隋墓においては、棺の小口面にあたる場所から出土している。棺の装飾として獅面が用いられたとみられ、こう

した事例は唐代や契丹時代の棺飾にも認められる。安陽隋墓の獅面は、その先駆をなすものとみられるのである。隋煬帝墓の発掘報告では、この金具が耳室の門扉に使われたとするが、管見のかぎりこのような精巧な金具を耳室の門にとりつけた例はない。そもそも耳室の扉に金具を取り付ける事例自体を知らない。一方、南北朝から隋時代においては、墓室の入り口にあたる墓門に鑲座金具をとりつける例がある。ただそうであるならば、その数は二個で足りるわけであり、隋煬帝墓から四点出土していることの説明がつかない。私は、安陽隋墓のように棺の装飾に用いられたものであり、それは唐や契丹墓の棺金具の使用例と同じく、棺の小口面ではなく長側板にとりつけたものと考ええる。先にも触れたように隋煬帝の死は行幸先での不慮のことであり、最初の埋葬は慌ただしく執り行われた。そうしたなかで葬具としてこのような金具を準備できたとは考えがたく、煬帝が最期を迎えた揚州の江都宮に使われていたものを、棺に転用したと可能性が考えられる。

## (二) 隋煬帝墓出土品が語るもの

煬帝は、本来は皇帝として「陵」に埋葬されるべきところ、出土した墓誌の記述は「墓」であった。唐朝としては煬帝を皇帝の格で埋葬することは憚られる行為であったようだ。しかしそうしたなかでも墓室構造は揚州の在地色の

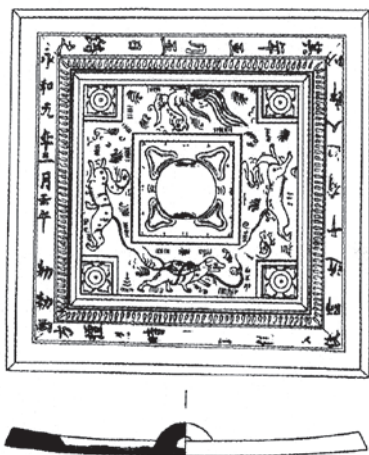


図 22 漢の銘文を刻んだ隋鏡  
(元威夫婦墓出土)



図 21 獅嚙環座金具  
(隋煬帝墓出土)

濃いものではなく、むしろ西安近郊の唐の皇族墓などと同  
じ方形基調であり、その構造も整っており、唐の貞観年間  
における煬帝の埋葬は相応の礼をもって挙行されたとみな  
すことができよう。

十三環金玉帯には、北周からの服制の連続性がうかがえ  
た。そこに劉思哲が想定するような帯金具の流入経緯があ  
るかはさらに議論を深めていく必要がある。いずれにし  
ても、隋煬帝墓から十三環金玉帯が出土したことで、北周武  
帝孝陵から出土した帯金具が確かに簡素なものであること  
を補強することになった。

なお、煬帝墓に「同墳異穴」により埋葬された蕭后の墓  
からは、編鐘が出土している。これは一種の礼制楽器であ  
り西周から戦国時代にかけて隆盛をみたがその後は少なく  
とも現象面においては下火となったものである。何ら  
かの要因によって復古的な現象があらわれたのである。先  
にも触れたように、東魏の茹茹公主墓、北齊の文宣武帝寧  
陵、北周の宇文儉墓にもこうした復古的な現象がうかがえ  
た。また、隋の元威夫婦墓（元威・開皇十一年葬、夫人仁  
寿于氏合葬）からは典型的な隋式鏡の一つである四神方鏡  
に「永和元年三月壬午勅勒尚方」ではじまる銘文を巡らせ  
ていた（図二二）。永和は後漢順帝・東晋穆帝・後秦姚泓  
の年号であるが、尚方と組み合わせた銘文は漢鏡に多見さ  
れる。よって本鏡の永和は後漢の年号とみなされ、本品は



一種の倣漢隋鏡といえる。復古というものが東魏・北齊・北周・隋それぞれの間で継承されたのか、あるいは各政權がそれぞれの施策ないしは何らかの意図によつて採用したのか。今後追及すべき課題である。

### おわりに

漢から隋にかけて、上流層の埋葬は時に華美であり、時に質素であつた。これは一面で薄葬や厚葬という枠組みによつて説明できるが、その実態はより複雑である。社会や政局の安定度合いなど様々な要因によつて、埋葬制度は薄葬と厚葬との間で揺れ動き、また復古現象がみられた。小稿はこうした諸相の一端を示すにとどまつたが、今後各時期の考古的事象を掘り下げるなかで詳細を明らかにしていきたい。

### 参考文献

- 河南省文物考古研究院編『曹操高陵』、二〇一六年  
江介也「曹魏武帝（曹操）薄葬略考―後漢魏晋南北朝墓制史における高陵―」『実証の考古学』同志社大学考古学シリーズ二一、二〇一八年  
陝西省考古研究所・咸陽市考古研究所「北周武帝孝陵発掘簡報」『考古与文物』一九九七年第二期、八―二八頁

陝西省考古研究所「北周宇文儉墓清理発掘簡報」『考古与文物』二〇〇一年第三期、二七―四〇頁

原州聯合考古隊編『北周田弘墓』原州聯合考古隊発掘調査報告一、勉誠出版、二〇〇〇年

寧夏回族自治区博物館・寧夏固原博物館「寧夏固原北周李賢夫婦墓発掘簡報」『文物』一九八五年第十一期、一―三〇頁

南京博物院・揚州市文物考古研究所、蘇州市考古研究所「江蘇揚州市曹庄隋煬帝墓」『考古』二〇一四年第七期、七一―七七頁

劉思哲「隋煬帝発現的十三環蹀躞金玉帶及相關問題研究」『考古与文物』二〇一五年第五期、六九―七三頁

氣賀澤保規「隋煬帝墓誌の発現及其意義―兼論墓誌銘復原案」揚州市文物局編『流星王朝の遺輝…隋煬帝与揚州』国際學術検討會議文集二〇一五年、蘇州大学出版社、二一四―二七頁

陝西省考古研究院・咸陽市文物考古研究所「隋元威夫婦墓発掘簡報」『考古与文物』二〇一二年第一期、二四―三四頁

磁県文化館「河北磁県東魏茹茹公主墓発掘簡報」『文物』一九八四年第四期、一―九頁

中国社会科学院考古研究所・河北省文物研究所編『磁県湾漳北朝壁画墓』科学出版社、二〇〇三年